

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和2年10月13日、午前8時45分頃、君津市北子安一丁目4番13号地先で発生した交通事故。 本市所有の軽貨物車が、走行中、交差点を右折しようとした相手方所有の小型乗用車と接触し、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、損害賠償金として相手方の損害41,030円のうち38,979円を支払う。 相手方は、損害賠償金として君津市の損害44,704円のうち2,235円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和3年1月6日

令和3年2月17日提出

君津市長 石井宏子